

## 北谷町で発生した米軍人・軍属による強盗事件に対する意見書

去る5月12日午後3時55分頃、北谷町にある外貨両替店に米陸軍一等兵と米空軍軍属の男2人が押し入り、従業員に刃物を突き付けて現金約690万円相当を奪い逃走した強盗事件が発生した。

従業員には幸いにもけがはなかったが、命を脅かされた恐怖は計り知れない。

新型コロナウイルス感染症の影響で沖縄県が緊急事態宣言を発出し、基地内外において厳しい行動制限が求められているさなかに、このような事件が発生したことは極めて遺憾であり、到底看過できるものではない。

1995年の少女暴行事件を契機として、日米合同委員会で殺人または強姦という凶悪な犯罪の場合、起訴前の身柄引き渡し要求に対して米側は好意的考慮を払うという運用改善がなされたが、それ以外の多くの米軍絡みの事件では、起訴前の身柄引き渡しは行われていない現状がある。日本の刑法犯では強盗事件は「凶悪犯」に分類されるが、今回の事件は日米合意における「凶悪犯」の対象外となる可能性が高く、このことが日米地位協定によって付与された特権となっており大きな障壁となっている。

本土復帰から半世紀近くたつ現在も米軍人・軍属等による犯罪は後を絶たず、これまでもこのような事件が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び教育の徹底等を日米両政府へ訴えてきたにもかかわらず、事件・事故が繰り返されることに激しい憤りを禁じ得ない。

よって、名護市議会は市民・県民の生命・財産及び安心・安全を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議するとともに、再発防止に向けて下記事項について強く要請する。

### 記

- 1 被害者への謝罪と完全補償を速やかに行わせること。
- 2 被告を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件に対する防止策等について対応を求めること。
- 4 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で確実に早期作成・公表し、実施すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。
- 7 起訴前の身柄引き渡しを要求すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月11日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、衆議院議長、参議院議長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長、沖縄県警察本部長